

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十八号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第四十六条に次の一項を加える。

3 会計管理者は、現金の収納に際し必要な釣銭に充てるため、歳計現金の一部を別に定めるところにより解出納員、地域事務所出納員、税務出納員、現金出納員又は分任出納員に交付して、保管させることができる。

第七十一条中「呈示期間内又は有効期間内」を「権利の行使のため定められた期間内」に、「呈示又は」を「提示又は」に改める。

第七十二条第一項中「呈示」を「提示」に改める。

第八十八条中「税務システム管理室長」を「税務課長」に改める。

別表第一中

広島県福山東警察署

を

広島県福山東警察署

広島県福山北警察署

に改める。

別記様式第五号中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第六号その3中「区分」を「区分」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第八号の二中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第九号中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第十号中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第十二号その4を次のように改める。

その4 削除

別記様式第十五号中「主務課」を「主務課」に、「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第十六号その1中「主務課」を「主務課」に改め、同様式その2中「主務課」を「主務課」に、「主務課」に、「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第二十号その1及び同様式その2中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第二十二号その2中「税務課」を「税務課」に改める。

別記様式第二十七号その1中「主務課」を「主務課」に改め、同様式その2中「主務課」を「主務課」に改め、同様式その3中「主務課」を「主務課」に改め、同様式その4中「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第三十二号その1中「主務課」を「主務課」に、「主務課」を「主務課」に改める。

別記様式第三十三号その4を次のように改める。

その4 別除

別記様式第三十六号の三その3及び同様式その4中「(会計総務室)」を「(総務課)」に改める。

別記様式第三十七号中「呈示期間又は有効期間」を「権利行使期間」に改める。

別記様式第四十二号中「呈示期間又は有効期間」を「権利行使期間」に改める。

別記様式第六十四号中「主務室」を「主務課」に改める。

別記様式第六十七号中「9000300」を「2995000」及び「9000400」を「2995013」に改める。

別記様式第七十二号中「財産管理室」を「財産管理課」及び「財産主管室」を「財産主管課」に改める。

別記様式第七十六号を次のように改める。

様式第 76 号 (第 91 条関係)

広島県預金受払表

広島県会計管理者 様

年	月	日

平成 年 月 日

分 (指定金融機関)



区 分		一 般 ・ 県 税	基 金	支 払 未 済 繰 越 金	(備 考)
受	収 入	円	円	() 円	県 税 (円) 高校授業料 (円)
	一 時 借 入 金				
	組 替 金				
	一 時 運 用 金				
払	支 払				
	一 時 借 入 金				
	組 替 金				
	一 時 運 用 金				
残	別 段 預 金			()	
	(本 月 積 数)	()	()		
高	一 時 借 入 金				
	組 替 金				
	一 時 運 用 金				

未 払 額		
-------	--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県会計規則の様式により作成された用紙は、改正後の広島県会計規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。